

## 島根県景観アドバイザー制度実施要領

(平成4年7月1日付け土資発第111号企画振興部長通知)  
改正 平成5年4月1日付け景発第30号環境生活部長通知  
改正 平成17年4月1日付け都第28号土木部長通知

### 第1 県民、事業者及び市町村に対する助成

- (1) 景観アドバイザーの派遣を希望するものは、知事に「景観アドバイザー派遣申請書」(様式第1号又は様式第2号)を提出する。
- (2) 知事は、(1)による申請があり、必要と認めるときは、派遣する景観アドバイザー等を決定し、「景観アドバイザー派遣依頼書」(様式第3号)により景観アドバイザーに依頼するとともに、「景観アドバイザー派遣決定通知書」(様式第4号)により申請者に通知する。
- (3) 景観アドバイザーの派遣を受けた者は、速やかに「景観アドバイザー派遣実績報告書」(様式第5号)を知事に提出する。
- (4) 景観アドバイザーの派遣は、原則として1つの案件につき2回までとし、1回3名以内とする。
- (5) 知事は、景観アドバイザーを派遣したときは、謝金の支給及び費用の弁償を別に定めるとおり行うものとする。ただし、派遣申請者が市町村長の場合は、謝金の支給及び費用の弁償は市町村長が行うものとする。

### 第2 県に対する助言

- (1) 知事は、景観アドバイザーの助言を求めようとするときは、「景観アドバイザー助言依頼書」(様式第6号)により景観アドバイザーに依頼する。
- (2) 知事は、景観アドバイザーの助言を求めたときは、謝金の支給及び費用の弁償を別に定めるとおり行うものとする。

### 第3 この要領に定めるもののほか、本制度の実施に必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。